

高齢者や障害者を災害から守る支援制度を始めます

■災害時の教訓

先日の新潟県豪雨災害では、多数の死亡者が出ましたが、そのうちのほとんどの人が70歳以上の高齢者でした。
9年前の阪神淡路大震災のときも、死亡者に占める高齢者の割合が高かったことが注目されました。
災害発生直後、消防や警察は、交通手段のまひも重なって、本来の機能を果たすことが困難となります。

■支援が必要な人の情報が不十分

現在、市では町内福祉委員会を中心に、地域住民による地域福祉活動が進められ、一部の町内会では自主防災組織や民生委員を中心に、防災・福祉マップの作成など、実態把握も行っていますが、まだ多くの地域ではプライバシーの問題などもあり、進んでいません。

■地域で安心して暮らすために

そこで、災害発生時に近所の人や地域の自主防災組織などにより、救援のできる支援体制を築くため、台帳の作成や支援者との結びつけなどの環境を整備することを目的とした災害時要援護者支援制度を始めます。

■ふれあい豊かな近隣社会を目指します

災害時要援護者には、災害時はもとより普段の生活の中で地域との交流や近隣による見守りが必要です。

〈災害時要援護者とは〉

災害時要援護者とは、次のような人です。

- ▽移動が困難な人
- ▽理解や判断ができない人・時間のかかる人
- ▽情報の収受が困難な人
- ▽精神的に不安定になりやすい人
- ▽薬や医療装置がないと生活できない人

○支援のため台帳を作成します

この制度では、左表の人たちを対象に調査します。
表の対象者のうち、災害時に家族などの援護が困難で、地域の人たちに何らかの助けを希望する人の台帳（災害時要援護者支援台帳）を作成します。

調査対象者	
①身体障害者（体幹・上下肢1～3級、視覚・聴覚1～2級）	
②知的障害者（療育A判定）	
③一人暮らし高齢者で登録のある者	
④ねたきり高齢者や痴呆性高齢者	
⑤在宅の要介護認定者で要介護3～5の者	

ただし、台帳への登録は、非常時に備えて、個人の情報を地域の人たちに開示することに同意する人としてします。

開示する内容は住所、氏名、生年

月日、電話番号、自主防災組織名・担当民生委員名、緊急時の親族など



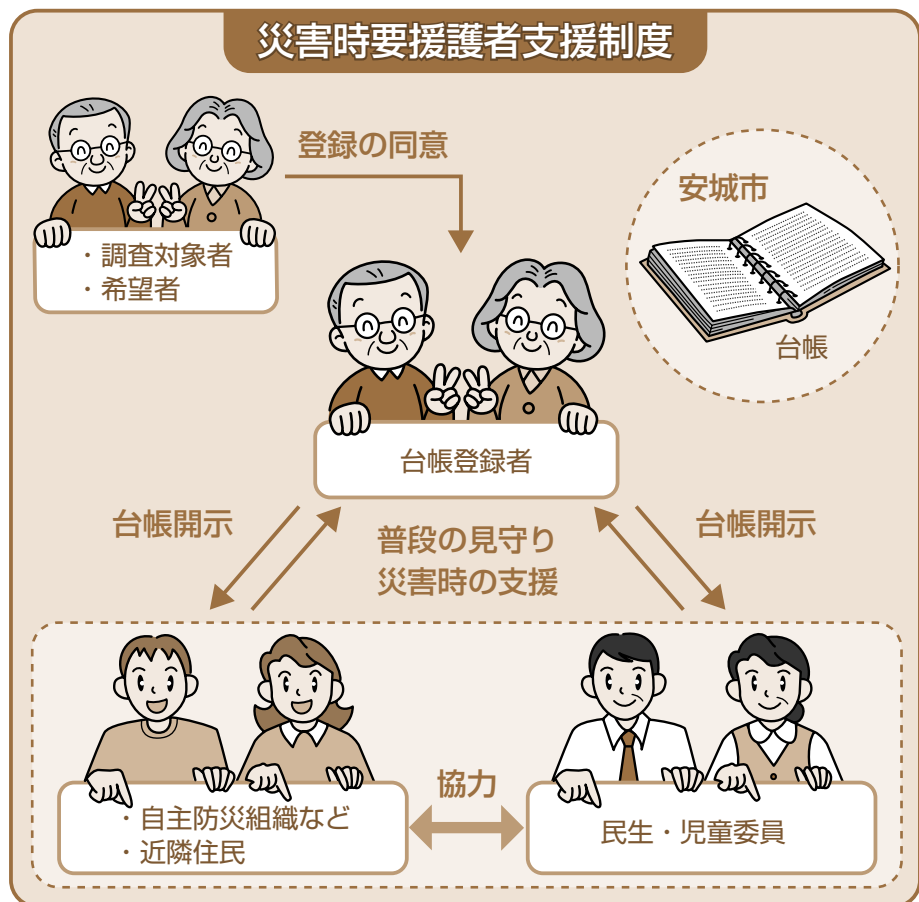
の連絡先（一人暮らしの人、その他災害時に役立つと思われることなどです。

○9月から調査を行います

表のうち①～④の人は、9月から民生・児童委員が戸別訪問して台帳を作成するための調査（同意確認作



この支援制度を築いていく中で、要援護者を見守ることができる、地域住民同士の結びつきとお互いに助け合える地域づくりを目指します。



業）を行います。

また⑤の人は、市から手紙を送付して調査を行います。

○家族などの支援が困難で援助を希望する人は申し出てください
表に該当しない高齢者や障害のある人でも、家族などの支援が困難なため非常時には周囲の人の助けがほしいと思われる人は、障害援護課にご相談ください。

○地域の人たちに開示し見守っていただきます

作成した台帳は、自主防災会会長、民生・児童委員などに開示し、普段からの見守りと災害が発生した時に



問い合わせ▶障害援護課

支援するために役立てられます。

災害時情報伝達手段（テガルス）の申し込みについて

聴覚障害者の皆さん、加入はお済みですか。
台風及び地震などの災害時、市に設置する災害対策本部が避難情報を発令します。その伝達手段の一つとして使用しているものがインターネットファクスサービス（テガルス）です。なお、発信は避難が必要なときに行います。
このサービスによる情報伝達は、障害援護課に設置されているファクスからのみ発信ができますので、登録が必要です。
利用できるのは市に登録されたファクス、Eメール（携帯電話のEメールは対象外）のみです。登録手数料、年間経費はかかりません。ただし、登録番号を変更する場合は、変更費用をご負担いただきます。ファクスの用紙は受信者の負担です。
未登録の人、既に登録してある人で番号及びアドレスの変更や廃止をする場合は届け出に基づき行いますので、障害援護課に届け出てください。